

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて

国の「月次支援金」を受給者された事業者の皆様へ

「緊急事態措置等影響事業者支援金」 を上乗せして支給します

佐野市では、緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業要請や不要不急の外出自粛による影響を受けた市内事業者を支援するため、国が実施する「月次支援金」を上乗せする形で、定額の支援金を支給する「佐野市新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等影響事業者支援金」を次のとおり創設しました。

【支援内容】

1 名称	佐野市新型コロナウイルス感染症緊急事態措置等影響事業者支援金
2 支給金額	下記の区分に応じ、事業者単位で支援金を支給します。 ○ 個人事業者 上限額 5万円 ○ 法人事業者 上限額10万円
3 対象事業者	国が実施する「月次支援金」の対象者で次に該当する事業者です。 ○ 佐野市内に事業所等を有する個人事業者 ○ 佐野市内に主たる事業所等を置く法人 ※商業登記簿等で支店登記等があることを確認させていただきます。 【参考：国の月次支援金受給要件】 ①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
5 支給要件	① 国が給付する月時支援金の「給付通知」を受けた事業者であること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	月次支援金の「給付通知」を受けた日から3ヶ月以内または令和4年2月28日のいずれか先に到来する日 ※申請期限以降の申請は対象外となります。

※詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/oshirase/18294.html>

【お問合せ】佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040